

文京区補助金等チェックシート（実績検証用）

所属

子ども家庭部幼児保育課

問合せ先

03 - 5803 - 1855

1 補助金の名称等

6年度調査

補 助 金 の 名 称	保育体制強化事業									
根 拠 規 定 等	文京区保育体制強化事業補助金交付要綱									
創 設 年 月	平成	26	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	10年	終 了 予 定 年 月		
見 直 し 年 月	令和	6	年	3	月	経過年数 〔自動計算〕	1年			
見 直 し の 内 容	対象施設の追加等									
予 算 科 目	款	項		目		大 事 業		中 事 業		計画事業番号
	05民生費	04児童福祉費		01保育園費		13保育体制強化事業		01保育体制強化事業		
補 助 金 の 種 別	☐ 奨励的補助 ☒ 施設運営補助 ☐ 扶助的補助 ☐ 投資的補助 ☐ 利子補給									

2 補助金の概要

補 助 目 的	地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材（保育支援者）の雇用に要する経費の一部を補助することにより、保育士の負担を軽減を行い、保育体制の強化を図る。									
補 助 事 業 等 の 内 容	認可保育所に対し、保育支援者の配置に要する費用の一部を補助する。									
補 助 対 象 経 費 の 内 容	平成26年4月1日以降新たに配置された、保育資格を有しないで指定の業務（保育設備の清掃等）を行う保育支援者の配置月数（月額上限100,000円）により交付する。 園外活動の見守り等を行う者に月額上限45,000円を交付する。 平成26年4月1日以降新たに配置された、スポット支援員に月額上限45,000円を交付する。									
補 助 事 業 者 等	☐ 区民 ☐ 地域活動団体 ☐ NPO（特定非営利活動団体） ☒ 事業者 ☐ その他									
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕 認可保育所、幼保連携型認定こども園、認証保育所、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、幼稚園型認定こども園									
補 助 金 の 算 出	☒ 定率〔補助率 10/10（上限あり）〕 ☐ 定額〔補助額 〕									
	☐ 補助単価〔 補助単価 以下の通り 単位 〕 ☒ その他									
	〔その他の場合は具体的に記入〕 145,000（上限）/月 〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕 東京都の保育体制強化事業費補助金交付要綱に保育園支援者は保育所1 か所当たり月額100,000円、園外活動の見守り等を行う者は保育所1 か所あたり月額45,000円、スポット支援員は保育所1 か所あたり月額45,000円を交付すると規定されているため、適用した。									
公 募 の 状 況	対象事業者への直接連絡により周知									
実績報告書時における 使 途 の 確 認 方 法	☐ 領収書 ☐ 契約書 ☐ 決算書 ☐ 成果物 ☒ その他〔 事業実施に要した金額がわかる 資料 〕									
補 助 ・ 単 独 の 状 況	☐ 区単独			負担割合	区 1/8	国 3/4※国事業	都 1/8※国事業 7/8※都事業	補助対象者		
	☒ 補助（区上乗せ無し） ☐ 補助（区上乗せ有			上乗せの 内容・理由						

3 交付実績

(件、千円)

項目	3年度(決算)	4年度(決算)	5年度(決算)	6年度(予算)
交付(見込み)件数	17	30	45	33
決算(予算)額	14,566	31,029	46,100	54,024
国庫支出金	9,301	21,992	29,742	22,100
都支出金	1,620	1,274	4,810	18,418
その他	0	0	0	0
一般財源	3,645	7,763	11,548	13,506
交付実績の特記事項				

4 補助金の交付の適否に関する基準〔○：適合、△：適合しているが課題あり、×：不適合、－：非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由（△、×の場合のみ記載）
必要性 （公益性）	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	○	
	基本構想、総合戦略、個別計画等の区の政策に適合しているか	○	
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	○	
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	○	
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	○	
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	○	
効率性 （有効性）	補助金の交付以外の代替策はないか	○	
	補助金の交付による効果が認められるか	○	
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	○	
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	○	
適正性 （適格性） （妥当性） ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	○	
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	○	
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	○	

5 効果、課題及び今後の方向性

効果	保育士の業務負担の軽減による離職防止に加え、園外の見守りや繁忙時の補助者配置に対し、補助することで大人の目が増え、子どもの安全・安心につながり、保育の質の向上も期待できる。
課題	本事業と同じく、保育士の業務負担の軽減を目的とした保育補助者雇上強化事業について、令和6年度に補助対象者の拡大等に伴う改正があった。制度が複雑化しており、また需要も高まっているため、施設に対し、正しい情報の周知が必要である。
今後の方向性	保育補助者雇上強化事業と並び、引き続き東京都の動向を注視しつつ、改正等の情報について素早い正確な周知に努めていく。